

「学習用端末」の購入について

「学習用端末」の購入に関しては、合格者説明会において詳細をご説明いたしますので、合格者説明会以降にお買い求めください。

■低所得世帯向け支援の概要

1 学習用端末の貸与

- (1) 所得基準
 - ・保護者全員の市町村民税所得割額合計が0円（非課税）
※ 世帯年収目安：270万円未満（家族構成等により異なります。）
- (2) 確認（添付）書類
 - ・保護者全員の「課税証明書」
- (3) その他（特例）
 - ・保護者の失業や収入激減等により、現在非課税世帯に相当すると認められる方も貸与対象

2 学習用端末の購入費一部補助

- (1) 所得基準
 - ・世帯年収目安：270万以上350万円未満（家族構成等により異なります。）
※ 実際には、市町村民税の金額で判断することになります。
- (2) 確認（添付）書類
 - ・保護者全員の「課税証明書」＋「住民税決定（納税）通知書」（写）
 - ・領収書等（※補助申請する場合は、4月1日以降に購入してください。）
- (3) 補助額
 - ・端末本体購入費（税込）の1／2（22,500円が上限）